

令和元年度

宍粟市各会計決算に基づく
健全化判断比率等審査意見書

宍粟市監査委員

令和元年度宍粟市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

令和2年7月13日～令和2年8月17日

2 審査の対象

令和元年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	12.8	20.0
連結実質赤字比率	-	-	17.8	30.0
実質公債費比率	9.8	11.5	25.0	35.0
将来負担比率	116.3	102.6	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

区 分		令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
法適用	水道事業特別会計	-	-	20.0
	病院事業特別会計	-	-	20.0
	農業共済事業特別会計	-	-	20.0
法非適用	下水道事業特別会計	-	-	20.0
	農業集落排水事業特別会計	-	-	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は令和元年度における基準である。

健全化判断比率算定表

(単位：千円)

区分	比率(%)	算定式
実質赤字比率	-	$\frac{\text{普通会計（一般会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 598,820}{14,748,109} = \Delta 4.06\%$ <p>※一般会計が実質赤字のため▲で表示している。</p>
連結実質赤字比率	-	$\frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{標準財政規模}} = \frac{(0 + 0) - (693,687 + 723,005)}{14,748,109} = \Delta 9.60\%$ <p>イ＝一般会計及び公営企業（法適用・法非適用）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 = 0 ロ＝公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 = 0 ハ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 = 693,687 ニ＝公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 = 723,005 （水道578,835 + 病院0 + 農済55,361 + 下水67,719 + 農集排21,090）</p>
実質公債費比率	9.8	$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \frac{\text{の3カ年平均}}{\text{の3カ年平均}}$ <p>（平成29年度：11.37048 + 平成29年度：9.22180 + 平成30年度：8.85489） / 3 = 9.8%</p>
将来負担比率	116.3	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \frac{55,490,305 - (5,627,530 + 570,719 + 36,186,299)}{14,748,109 - 3,483,773} = 116.3\%$
資金不足比率	-	$\frac{\text{各公営企業ごとの資金の不足額}}{\text{各公営企業ごとの事業規模}} = \frac{\text{各公営企業会計の資金不足額}}{\text{各公営企業ごとの事業規模}}$ <p>①水道 ▲578,835 ②病院 0 ③農業共済 ▲55,361 ④下水 ▲67,719 ⑤農集排 ▲21,090</p> <p>※病院事業において資金不足が発生しているが、解消可能資金不足額以下であるため全ての企業会計事業について資金不足比率を「-」で表示している。</p>

①実質赤字比率

普通会計（一般会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成30年度及び令和元年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和元年度における早期健全化基準の12.80%を下回っている。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、7特別会計、3公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成30年度及び令和元年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和元年度における早期健全化基準の17.80%を下回っている。

③実質公債費比率

一般会計の元利償還金（繰上償還額は除く）、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模ともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、令和元年度は9.8%となっており前年度より1.7ポイント減少した。

主な要因としては、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費が128,865千円、普通交付税額が351,308千円、臨時財政対策債発行可能額が173,465千円減少したことによる0.6%上昇の要因はあるものの、繰上げ償還等による地方債元利償還金が620,445千円、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が130,482千円減少し、あわせて災害復旧費等に係る基準財政需要額が95,302千円増加したことによる2.3%減少の要因もあり、結果として1.7%の減となった。

なお、早期健全化基準25.0%は下回っている。また、地方債発行が県への協議制から許可制となる18.0%を8.2ポイント下回っている。

④将来負担比率

一般会計における地方債残高、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、令和元年度は116.3%となっており前年度より13.7ポイント増加した。主な要因としては、公営企業債等繰入見込額（公営企業債の残高）が1,545,031千円減少したことにより13.7%の減となったが、基準財政需要額算入見込額（公債費算入）が964,537千円減少したことにより8.4%の増、地方債現在高（発行額）が420,695千円増加したことにより3.6%の増、充当可能基金（財政調整基金等）が369,790千円減少したこと

により 3.2%の増、充当可能特定歳入（都市計画税）が 1,385,611 千円減少したことにより 12.2%の増となり、結果として 13.7%の増となった。

なお、令和元年度における早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、平成30年度及び令和元年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「－」で表示しており、令和元年度における経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(2)個別意見

①連結実質赤字比率について

全会計の実質収支、資金不足額の合計は黒字である。

国保税は他市と比較して決して安くない状況でもあり、医療費の抑制について国保加入者の理解を得られるよう丁寧な説明を行い健全な国保事業の運営に努められたい。

②実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と比較して1.7ポイント減少し、早期健全化基準以下となっているだけでなく、地方債許可団体となる18.0%を下回っている。

これは、平成22年度以降、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少したことに加えて、臨時財政対策債や合併特例債の発行により、普通交付税に算入される元利償還金のウェイトが増加した結果による。令和元年度においても219,295千円の繰上償還を実施するなど、令和3年度の普通交付税一本算定に向けた取り組みがされている。

しかしながら、今後は、普通交付税の一本算定による標準財政規模の縮減が予想されることから、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく民間資金の繰上償還等により実質公債費比率の抑制に努められたい。

③将来負担比率について

将来負担比率は前年度と比較すると、13.7ポイント増加したが、引き続き早期健全化基準以下となっている。

令和元年度末の将来負担額の総額は55,490,305千円で、その内普通会計における地方債現在高は31,075,757千円、公営企業債等に係る繰出金及び組合負担等見込額は21,694,641千円で起債償還に係るものが全体の95.1%を占めている。

分子となる将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃や地域生活排水施設（コミュニティプラザ）使用料等の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は13,105,757千円で、平成30年度より1,458,755千円の増となっており、また、分母の標準財政規模から算入公債費等を除いた額については78,469千円の減となっており、結果として将来負担比率は116.3%と前年比で13.7%減となった。

今後、上下水道、総合病院を中心に施設の耐用年数を迎え、また、市民局単位での生活圏の拠点づくりや新病院の建設事業、コロナ禍による経済の停滞など新たな経費の増加が見込まれており、更なる計画的な財政運営が必要となる。

今後も、将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じていないが、依然として厳しい状況である。また、上下水道事業特別会計についても、施設の長寿命化に努める必要があり、今後も将来的な施設更新に向けより一層の経営改善に努められたい。

計画的な繰上償還等により、実質公債費比率について18.0%を下回っているが、令和3年度の普通交付税の一本算定や5年毎に実施される国勢調査において人口は減少することが予想されており、交付税に大きく依存する宍粟市にとっては依然厳しい現実に立たされている。今後も最少の経費で最大の効果という理念に基づき、効率的な業務の運営と更なる改善に取り組む必要がある。

本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努められたい。